

# サウジアラビア

## 特許規則

特許，集積回路の配置設計，植物品種及び工業意匠に関する法律の施行規則

2004年12月26日施行

### 目次

#### 第1部 総則

第1条 定義

第2条 局

第3条 局との業務に係る規程

第4条 局の記録及びファイル

第5条 手数料の納付

第6条 公報及びその他の刊行物

第7条

#### 第2部 出願に係る条件及び規定

第8条

##### 第1章 特許出願に係る条件及び規定

第9条 出願に係る条件

第10条 様式101「特許出願」記入に係る条件

第11条 明細書の一般条件

第12条 アラビア語に翻訳する際の出願に関する指示

第13条 要約に係る条件

第14条 完全な説明に係る条件

第15条 クレームに係る条件

第16条 図面に係る条件

第17条 出願のその他の添付書類

##### 第2章 集積回路の配置設計証明書出願に係る条件及び規定

第18条 出願に係る条件

第19条 様式201「集積回路の配置設計証明書出願」記入に係る条件

##### 第3章 植物特許出願に係る条件及び規定

第20条 出願に係る条件

第21条 様式301「植物特許出願」記入に係る条件

第22条 品種の技術説明に係る条件

第23条 出願のその他の添付書類

第24条

第4章 工業意匠証明書出願に係る条件及び規定

第25条 出願に係る条件

第26条 様式401「工業意匠証明書出願」記入に係る条件

第27条 様式401-A「工業意匠のデータ」記入に係る条件

第28条 図(画像又は図面)に係る条件

第3部 優先権及び開示の規定

第29条

第30条

第31条

第4部 保護出願の補正及び取下の規定

第32条

第33条

第5部 方式審査及び実体審査の規定

第34条

第35条

第36条

第37条

第38条

第39条 品種の名称の規定

第40条 名称の拒絶及び取消

第41条

第42条

第43条

第6部 付与、拒絶及び無効の規則

第44条

第45条

第46条

第7部 侵害及び政府による利用の規定

第47条

第48条

第8部 国の安全に係る出願

第49条

第9部 委員会に関する規定

第50条

第 51 条  
第 52 条  
第 53 条  
第 54 条  
第 55 条  
第 56 条

第 10 部 最終規定  
第 57 条

第 5 条にいう手数料表

## 第1部 総則

### 第1条 定義

本規則において用いられる次の用語及び句は、文脈上他を意味しない限り、これらの次に示された意味を有する。

都市：アブドゥラジズ王科学技術都市

局：アブドゥラジズ王科学技術都市所在の特許総局

法：特許，集積回路の配置設計，植物品種及び工業意匠に関する法律

規則：特許，集積回路の配置設計，植物品種及び工業意匠に関する法律の施行規則

保護の内容：発明，集積回路の配置設計，植物品種又は工業意匠

保護書類：特許，配置設計証明書，植物特許又は工業意匠証明書

委員会：法第35条に規定する委員会

パリ同盟：工業所有権の保護に関するパリ条約第1条に基づいて設立された同盟であり、条約の締約国で構成される。

### 第2条 局

局は、法及び規則の規定の実施について責任を有する。局は、特に次のことを行うことができる。

1. 保護出願を受領し、これを処理し、また保護書類を作成すること
2. その職務を行うために必要な様式の発行及び修正を提案すること
3. 保護書類を付与及び発行し、かつ、保護書類に関する情報を公告すること
4. 保護出願及び書類を処理する際に情報技術及び国内外のデータベースを利用すること
5. 法及び規則の規定に必要な修正を提案すること
6. 代理人及び法律家が局に対してその職業を行うための免許規則を提案すること

### 第3条 局との業務に係る規程

(1) 局との通信は、局が定める郵便宛先に従って又は局が受け入れることができるその他の方法により、アブドゥラジズ王科学技術都市所在の「特許総局局長」に宛てる。

(2) 局との通信は、書面による。出願人(申請人)又は代理人自らの出頭は不要である。

(3) 出願に関連する局との通信は、出願番号に言及するものとする。これを遵守しない通信は、そこに記載された宛先で送付者に返送される。

(4) 保護書類の付与に係る出願及び関連する書類又は通信は、手渡し又は郵便で局に送達する。局は、これらのものの電子的な方法での送達を受けることを決定することができる。

(5) 保護出願及び保護書類に関する通知及び通信は、局により手渡し又は書留郵便で送達されるものとする。局からのすべての通信は、局に記録された宛先で出願人又は代理人に送付されるものとし、かつ、当該すべての通知は、法的拘束力があるとみなされる。

(6) 通知の送付日は、与えられる猶予期間には算入しない。週末又は王国の公休日に満了する期間は、これらの休日の次の最初の就業日まで延長される。

(7) 局は、保護書類出願に関連して受領したすべての通信に受領日を捺印する。

#### 第4条 局の記録及びファイル

- (1) 局は、保護書類出願に係る記録簿及び保護書類に係る登録簿を用意し、出願及び保護書類並びにこれらの補正の主要なデータをそこに記録する。
- (2) 失効した保護書類出願の公告されたファイルは、公衆による閲覧に供する。
- (3) 公開された保護書類出願は、公衆による閲覧に供する。
- (4) 2及び3にいう出願の写しは、手数料を納付した上で入手することができる。
- (5) 公開されない保護書類出願は、秘密を保たれる。
- (6) 局は、出願の原本又はその写しを、出願の取下、拒絶又は保護書類を受ける権利の喪失若しくはその期間の満了の日から5年間保管する。

#### 第5条 手数料の納付

- (1) 手数料は、法により承認され、かつ、本規則に付属する手数料表に基づき、「アブドゥラジズ王科学技術都市一特許」宛ての小切手により、若しくは当該目的で指定された都市の銀行口座に振込みを行うことにより、又は局が定める方法で納付しなければならない。
- (2) 局は、請求に基づき、誤って納付され又は当該手数料を超過して納付された金額を払い戻す。

#### 第6条 公報及びその他の刊行物

- (1) 局は、法により公告することを義務付けられているすべての事項を記載するアラビア語による定期公報を発行する。この公報には、補正、通知及びニュースといった保護の主題及び法律に関するすべての事項も含めることができる。必要な場合は、一部の情報の英語への翻訳文を含めることができる。
- (2) 公報は、ヒジュラ暦及びグレゴリー暦による日付を付して、連続番号で発行するものとし、また、局は、これをインターネットで電子的に利用可能なものにし、かつ、多くの部数を保管する。
- (3) 局は、政府及びその他の機関に公報を無料で提供することができる。予約購読は、所定の購読料の納付により又は交換システムに基づいて、王国内外で可能である。
- (4) 局は、次のものを紙面により又は電子形態で公開(公告)することができる。
  - (a) 明細書を含む特許及び植物特許出願
  - (b) 明細書を含む保護書類
  - (c) 委員会が発出した最終決定
- (5) 局は、他人及び他の特許庁と当該刊行物を交換することができる。

#### 第7条

公報には次のものを記載する。

1. 特許出願及び植物特許出願の第1頁
2. 付与された保護書類の第1頁及び工業意匠に含まれるすべての図
3. 所有権が変更又は移転した保護出願及び保護書類の一覧
4. 失効した保護出願及び保護書類の一覧
5. 拒絶された保護出願の一覧
6. 取り下げられた保護出願の一覧

7. データが修正された保護出願及び保護書類の一覧
8. 植物特許出願に記載された植物品種の名称の一覧
9. 植物新品種の名称の一覧
10. 放棄された保護書類の一覧
11. 強制ライセンス，その修正，取下，他人への移転及び放棄の決定
12. 委員会が発出した最終決定の本文

## 第2部 出願に係る条件及び規定

### 第8条

(1) 保護書類の付与を求める出願及び様式は、アラビア語でコンピュータ印書した紙面(アラビア文字にはサイズ 14 の簡体アラビア文字フォント, ローマ字にはサイズ 12 の Times New Roman フォントを用いる。)で提出し, かつ, 明瞭でなければならない。この部の各章に記載する条件に従って, 写しを電子媒体により提供しなければならない。様式には, 必要とされるすべての情報及びすべての質問に対する回答を記載するものとする。

(2) 局は, 保護の各内容に従って第9条から第28条までに定めるすべての要件を満たす保護出願の受領の日を出願日として定める。

(3) 出願人が王国外に居住する場合は, 授権された国内代理人を選任しなければならない。

## 第1章 特許出願に係る条件及び規定

### 第9条 出願に係る条件

(1) 出願には, 様式 101 「特許出願」, 発明の明細書及び関連するすべての同封物を含めなければならない。

(2) 発明の名称は, 出願様式提出に係る所定の条件に従うものとし, かつ, 発明の明細書に記載された名称と異なるものであってはならない。

(3) 提出される書類は, 原本又は権限ある当局により認証されたものでなければならない。

(4) 出願手数料は, 出願時に納付しなければならない。

(5) 出願人は, 出願に関する局の要件をすべて満たさなければならない。

### 第10条 様式 101 「特許出願」 記入に係る条件

様式 101 「特許出願」は, 明瞭に記入し, かつ, 発明の名称, 出願人の名称, その宛先, 居所及び就業場所, 発明者の名称及びその宛先, (有する場合)代理人の名称及びその宛先, 並びに優先権及び開示に関する情報を記載する。様式の各欄は, その番号に従って次のように記入するものとする。

#### 1. 発明の名称

発明の名称は, 簡潔で具体的なものとし, 望ましくは 7 語以下とする。「化学的方法」, 「電子装置」, 「電気機械」, 「新しい特性を有する有機化合物」のような一般的な表現は, 発明の名称とはみなされない。発明の名称を短くするためであっても, 「-----の新しい方法」, 「-----の改良」, 「-----の開発」のような表現は用いてはならない。

#### 2. 出願人の名称

個人の場合は, 名称は, 確認書類中のものと同一でなければならない, かつ, 次の順とする。名, 父の名, 祖父の名, 姓。法人の場合は, 名称は, 公式名称と同一でなければならない。出願人が複数ある場合は, 最初の出願人に関する情報をこの部分に記載し, 残りの出願人に関する情報は, その目的の特別の付属書類(様式 101-A)に記載する。局と複数の出願人との間の通信は, 代理人がない場合は, 最初の出願人を通じて行う。出願人が発明者でない場合は, 自己への権利移転を示す書類を添付しなければならない。

#### 3. 発明者の名称

発明者の名称は、確認書類に記載されているものと同一でなければならず、かつ、次の順とする。名、父の名、祖父の名、姓。発明に実際に参加した発明者が複数ある場合は、最初の発明者に関する情報をこの部分に記載し、残りの発明者に関する情報は、その目的の特別の付属書類(様式 101-B)に記載する。

#### 4. 優先権及び開示に係る情報

発明が先に開示されていた場合は、開示の日及び開示の理由を示す書類を添付する。出願人がパリ同盟国の 1 の国民又は居住者であり、かつ、同盟国の 1 に先に提出された出願の優先権を主張することを希望する場合は、当該優先権主張に関する情報(国、出願番号及び出願日)並びに(有する場合)特許の番号及び日付を記載する。優先権が複数存在する場合は、最初の優先権に関する情報を様式 101 により、次の優先権の情報を様式 101-C により提出し、かつ、先の出願の認証謄本及びその翻訳文を 3 月以内に提出する。

その他の先の出願に関する情報(国名、出願番号、出願日)並びに分かっている場合は、特許の番号及び日付も提出する。

#### 5. 添付書類

様式に添付する書類(明細書及びその他の書類)を列挙し、それらの頁番号は、数字及び文字により記載する。優先権主張の場合は、この点に関する添付書類に言及するものとする。

#### 6. 代理人の名称

代理人の名称を記載するものとし、かつ、代理人は、出願人が王国に所在する場合は、公証人が発行した委任状により授権されるものとする。出願人が王国外に所在する場合は、委任状が権限ある当局により承認され、かつ、国外の王国公館により認証されることを要し、また代理人は、当該職業を王国で営むための免許を受けている証拠を添付するものとする。

#### 7. 宣言

出願人又は代理人の名称及びその署名をこの部分に示す。(有する場合)授権された代理人の印を付加する。この中で、出願人又は代理人は正確な情報を提供しなかった場合のすべての結果について責任を負う旨を述べるものとする。

### 第 11 条 明細書の一般条件

(1) 明細書には、次の内容を、次の順で含める。

「要約」、「完全な説明」、「クレーム」及び「図面」。

(2) 内容の各種類について新しい頁から始めるものとし、内容の各種類の名称は、頁上方の線の中央に示し、下線を施す。明細書の書類(図面を除く。)には、連続番号を付する。頁番号は上方余白の下(中ではない。)の中央に示す。

(3) 要約及び完全な説明は、発明の名称をもって始める。

(4) 明細書は、すべての複製方法により直接に複製することができる原本 1 及び同一の写し 2 により提出する。

(5) 白い A4 判の紙面を用いる。

(6) 紙面は、きれいでなければならず、きず、修正、消去又はカーボン汚れがあってはならない。

(7) 各紙面の片側のみを用いる。

(8) 行の間隔は、約 1 cm とする。

(9) すべての頁の余白(図面を除く。)の寸法は、上方 2cm、右方 2.5cm、下方 2cm、左方 2cm

以上とし、かつ、上方 4cm、右方 4cm、下方 3cm、左方 3cm を超えてはならない。余白は、完全に空いていなければならない。

(10) 各頁の行には番号を付する。その場合、5 番目の行、10 番目の行等々に付することで足りる。この番号は、右方余白の左側に付する。ただし、「クレーム」は例外であって、各クレームについて、すべての行に個別に番号を付するものとする。

(11) 要約、完全な説明及びクレームには、名称、記号、式、数学及び化学の等式、科学用語並びにその他をラテン文字で記載することができるが、その何れにも図面を含めてはならない。表に関しては、ある場合は、明細書の完全な説明に記載する。

(12) 測定値はメートル法により、温度は摂氏による。他の単位は、括弧を付して後に記載することができる。

(13) 図面及び説明図を添付することが発明の全面的かつ明確な理解につながる場合は、そうすることが必要である。

## 第 12 条 アラビア語に翻訳する際の出願に関する指示

(1) 科学用語を最初に用いる場合は、アラビア語の同義語を添えて原語により示す。その後は、アラビア語の名称のみを示す。ただし、クレームの場合は、例外として、用語を双方の言語により繰り返す。

(2) 外国語による省略名称を使用する場合、本文で最初に用いるときは、アラビア語と英語の双方による完全名称で記載するものとする。その後は、略称のみを示す。

(3) ラテン語の用語が本文で繰り返される場合は、ラテン語の用語と同じアラビア語の用語を用いる。

(4) 国際純粋応用物理学連合(IUPAP)SUNAMCO 委員会により承認され、連合文書第 25 号で公表された記号、単位、名称及び基礎物理学定数を採用する。

(5) 構造式及び化学式、化学元素記号、化合物及び名称を表記するためには、IUPAC システムに基づいてラテン文字を用いる。化学的名称が表題に示される場合は、アラビア文字及びラテン文字の双方で表記する。

(6) 参考資料、調査書類、記事及び科学的書籍は、その原語で表記するものとする。

## 第 13 条 要約に係る条件

(1) 要約は、半頁を、又は例外的な場合でも 1 頁を、超えてはならない。

(2) 図面が複数ある場合は、要約において、発明を一般的に示す図に言及しなければならず、この図の番号を要約の末尾に記載するものとする。

(3) 要約中に前項にいう図に存在する構成要素への言及がある場合において、これらの構成要素を識別するためにその中で番号又は文字が用いられているときは、当該番号又は文字は、要約の本文の中で括弧内に示すものとする。

(4) 発明の最も重要な構成要素及び発明の主たる用途の簡潔な説明に加え、技術分野を要約中に記載する。

(5) 要約は、技術情報を提供するために、かつ、科学研究の分野における援助として用いるために、技術課題解決の明確な考えを表わす簡単な言葉で記載するものとする。ただし、要約を保護範囲の解釈に用いてはならないことに留意しなければならない。

(6) 発明の予想される意義、価値又は利点に言及してはならない。

(7) (有する場合)要約の英語版を添付する。

#### 第 14 条 完全な説明に係る条件

完全な説明には、次の部分を含めるものとする。

1. 「発明の背景」：発明の技術分野を示すとともに、当該発明が克服する可能性がある先行技術に関する課題への言及に加え、発明者が承知している文献を含め、先行技術を説明する。
2. 「発明の一般的説明」：先行技術と比較した発明の利点及び従前の困難点又は課題を克服する方法を示す。発明の目的も示す。これらすべては、当該技術分野の平均的な者が理解できる明確な態様によらなければならない。この部分は、通常、主たるクレームに係る。
3. 「図面の簡単な説明」：図及び(有する場合)その各セクターについての簡単な説明を記載する。
4. 「詳細な説明」：説明は、当該技術における平均的な者が実施できる程度に明瞭かつ的確でなければならず、また出願日又は優先日において発明を実施する最善の方法を開示して、発明及びその産業上の利用の方法のすべての側面についての詳細な説明を記載する。説明には、添付した図面への言及を含める。

出願に遺伝子配列が含まれるときは、これを別個に電子フォーマットで添付しなければならない。

前記の部分は、次の見出しの下に、順を追って記載する。

「発明の背景」、「発明の一般的説明」、「図面の簡単な説明」、「詳細な説明」。見出しを行の最初に記載し、下線を施す。当該部分を新しい頁から始める必要はない。

#### 第 15 条 クレームに係る条件

- (1) 出願には、少なくとも 1 の独立クレームを含めなければならない。他の従属及び独立クレームを含めることができ、これらには連続番号を付さなければならない。ただし、第 1 のクレームは、求められる最も広い範囲を定めるものであることを条件とする。
- (2) クレームは、発明の新しい本質的構成要素を含め、求められる保護の範囲の完全な定義を与えるものでなければならない。また完全な説明で開示されたものと対比されたものであり、範囲を特定するものでなければならない。
- (3) クレームは、明確で相互に連係していなければならない。かつ、絶対に必要な場合を除き、完全な説明又は図面を用いることなく保護の範囲を調べることを可能にするような具体的態様で、発明の本質(利点ではなく)を明確化しなければならない。
- (4) クレームは、できる限り、保護の範囲中の新たな部分又は進歩性を特定する方法で記述するものとする。例えば、保護されるべき発明は、その構成要素及び技術的特徴、次いで「---により特徴付けられる」若しくは「改良は---から成る」のような文言その他類似の文言で特定することにより明確化する。次いで、当該発明を他の発明から区別する新規の又は革新的な側面について記載する。
- (5) 出願に図面が含まれ、かつ、クレームにおいて 1 の図に存在する構成要素に言及している場合において、図にこれらの構成要素を識別するのに用いられる番号又は文字が含まれるときは、これらの番号又は文字は、クレームの本文中に括弧を付して記載することができる。

## 第 16 条 図面に係る条件

- (1) 図面は、A4 判の紙面を用い、明瞭に複製することができる良好で明瞭な図面となるようにしなければならない。
- (2) すべての頁の余白の寸法は、上方 2.5cm、右方 2.5cm、下方 1cm 及び左方 1.5cm 以上でなければならない。
- (3) 各頁には、1/4、2/4、3/4 及び 4/4 といったように、連続番号と共に、図面の全頁数も記載する。これは、上方余白の下で頁の中央に示す。
- (4) 各頁には複数の図を含めて差し支えなく、かつ、必要な場合は、1 の図を複数の頁にわたって示すことも可能である。ただし、1 の図面を構成するよう頁を容易に隣り合わせに並べることができることを条件とする。
- (5) 図は、頁番号とは拘りなく個別の番号を付するものとし、かつ、できる限り連続番号に従って並べるよう注意しなければならない。
- (6) 図面中の図の構成要素の番号又は構成要素を特定するのに用いられる文字の大きさは、3 mm 以上でなければならない。異なる図面において同じ構成要素を特定する場合は、同じ番号又は文字を用いるものとする。
- (7) 図面に陰を用いてはならず、かつ、図面は濃い黒色の線によるものとし、セクター部位は破線により示す。
- (8) 図面には、説明のための語又はその他のものを含めてはならない。絶対必要な場合は、主要な特徴の一部を説明するために、若干の語を用いることができる。

## 第 17 条 出願のその他の添付書類

出願人は、同じ発明について他の庁による審査及び調査報告の写し、並びに要求があったときは、先に行った出願又は他の庁により既に付与されている特許の写しを局に提出しなければならない。

## 第 2 章 集積回路の配置設計証明書出願に係る条件及び規定

### 第 18 条 出願に係る条件

- (1) 出願には次のものを含める。
  - (a) 様式 201「集積回路の配置設計証明書出願」：これには次の第 19 条に基づいて情報を記入する。
  - (b) 集積回路が果たす電子的機能を定義する情報を含む設計の簡潔かつ正確な説明
  - (c) 設計の明瞭な図面又は画像。集積回路の製造方法に関する図面又は画像の一部は、除外することができる。ただし、残りの部分により設計を十分に説明し、特定することができることを条件とする。
  - (d) 関連性を有するその他の添付書類
- (2) 集積回路が商業利用の対象である場合において、局が要求したときは、その見本を同封するものとする。
- (3) 各紙面の片側のみを用いる。
- (4) 提出書類は、原本又は権限ある当局が認証したものでなければならない。
- (5) 出願手数料は、出願時に納付する。

(6) 出願人は、出願に関する局の要件をすべて満たさなければならない。

### 第 19 条 様式 201「集積回路の配置設計証明書出願」記入に係る条件

様式 201「集積回路の配置設計証明書出願」は、次のとおり、明瞭に記入する。

#### 1. 設計の名称

簡潔かつ的確でなければならない。

#### 2. 最初の商業利用の日付及び場所

この情報は、当該設計が世界の何れかの場所で商業的に利用されたことがある場合に記入する。

#### 3. 出願人の名称

個人の場合は、名称は、次の順により、確認書類中の名称と同一でなければならない。名、父の名、祖父の名及び姓。法人の場合は、公式名称と同一でなければならない。出願人が複数の場合は、最初の出願人に関するデータをこの部分に記入するものとし、残りの出願人に関するデータは、その目的で設けられた付属書類(様式 201-A)に記入する。局と複数出願人との間の通信は、代理人がない場合は、最初の出願人を通じて行う。

#### 4. 設計考案者の名称

名称は、次の順序により、確認書類中の名称と同一でなければならない。名、父の名、祖父の名及び姓。考案者が複数の場合は、最初の考案者に関するデータをこの部分に記入するものとし、他の考案者に関するデータは、その目的で設けられた付属書類(様式 201-B)に記入する。

#### 5. 代理人の名称

代理人の名称を記載するものとし、かつ、代理人は、本人が王国に所在する場合は、公証人が発行した委任状により授権されなければならない。本人が王国外に所在する場合は、委任状が権限ある当局により承認され、かつ、国外の王国公館により認証されることを要し、また代理人は、王国において当該職業を営むための免許を受けている証拠を添付するものとする。

#### 6. 添付書類

様式への添付書類(図その他の添付書類)について、その標記及び頁番号は、数字及び文字で記載するものとし、かつ、以前の商業利用の場合は、この点に関する添付書類を表示するものとする。

#### 7. 宣言

この部分においては、出願人又は代理人の名称及びその署名を表示する。(有する場合)授権された代理人の印を付加する。出願人又は代理人は、正確な情報を提供しないことのすべての結果について責任を有する旨を記載するものとする。

## 第 3 章 植物特許出願に係る条件及び規定

### 第 20 条 出願に係る条件

(1) 出願には、様式 301「植物特許出願」、本規則により保護される品種についての各植物の属の種類に従う技術説明、並びに関連する添付書類を含めるものとする。

(2) 出願は、1 を超える品種に係るものであってはならない。

- (3) 白い A4 判の紙面を用いるものとし、紙面はきれいで、かつ、修正、消去及びカーボン汚れないものでなければならない。
- (4) 品種の技術説明は、原本 1 及び真正な写し 2 により提出する。
- (5) 品種の技術説明に記載する植物品種の名称は、様式及び公式書類に記載する名称と同一でなければならない。
- (6) 提出する書類は、原本又は権限ある当局により認証されたものでなければならない。
- (7) 出願手数料は、出願時に納付する。
- (8) 出願人は、出願に関する局の要件をすべて満たさなければならない。

## 第 21 条 様式 301「植物特許出願」記入に係る条件

様式 301「植物特許出願」は、明瞭に記入するものとする。出願人の名称、植物育成者の名称並びに優先権及び開示に関する英語によるデータを付加することが望ましい。様式は、次のとおり、番号に従って記入する。

### 1. 植物品種の名称又は提案された名称

品種の名称をこの部分に示す。名称がない場合は、品種の提案された名称又は植物育成者を指す暫定名称を提示する。植物品種の名称は、意味の有無に拘らず、1 語、語及び数字群又は文字及び数字群により構成することができる。ただし、名称の構成要素により当該品種を識別することが可能であることを条件とする。

属及び種：科学的名称の書き方の慣例に従って品種の属及び種をラテン語によりイタリック体で又は下線を施して記載することにより、品種の科学的名称を記載する。

通称又は商業上の名称：当該品種に通称又は商業上の名称がある場合は、アラビア語、英語又はラテン語で記載する。

### 2. 出願人の名称

個人の場合は、名称は、次の順で、確認書類中の名称と同一でなければならない。名、父の名、祖父の名及び姓。法人の場合は、公式名称と同一でなければならない。出願人が複数の場合は、最初の出願人のデータをこの部分に記入するものとし、残りの出願人に関するデータは、その目的で設けられた付属書類(様式 301-A)に記入する。局と複数出願人との間の通信は、代理人がない場合は、最初の出願人を通じて行う。

### 3. 植物育成者の名称

植物育成者の名称は、次の順で、確認書類中の名称と同一でなければならない。名、父の名、祖父の名及び姓。当該植物の育成に実際に参加した育成者が複数の場合は、最初の育成者に関するデータをこの部分に記載するものとし、残りの育成者に関するデータは、その目的で設けられた付属書類(様式 301-B)に記載する。

### 4. 代理人の名称

代理人の名称を記載するものとし、代理人は、出願人が王国に所在する場合は、公証人が発行した委任状により授権されなければならない。出願人が王国外に所在する場合は、委任状が権限ある当局により承認され、かつ、国外の王国公館により認証されることを要し、また代理人は、王国において当該職業を営むための免許を受けている証拠を添付するものとする。

### 5. 添付書類

様式への添付書類(当該品種の技術説明及びその他の添付書類)を列挙し、それらの頁番号は、数字及び文字により記入する。優先権主張の場合は、この点に関する添付書類を表示するも

のとする。

#### 6. 優先権及び開示に係る情報

当該植物品種が以前開示若しくは販売されていた場合又は増殖材料が以前販売されていた場合は、開示の日及び理由を示す書類を添付する。優先権主張の場合は、国名、出願の日付及び番号、公開の日付並びに(有する場合)植物特許の番号(植物育成者に対する特許付与番号)及び日付を記載する。先の出願の認証謄本及びその翻訳文を 3 月以内に提出しなければならない。如何なる場合にも、王国が締約国である国際条約が適用される。

先の複数の出願に関するデータ(国名、出願日、出願番号、公開日)並びにある場合は、植物特許番号(植物育成者権番号)及び日付も提出しなければならない。

#### 7. 宣言

この部分には、出願人又は代理人の名称及び署名を示す。(有する場合)授権された代理人の印を付加する。出願人又は代理人は、正確な情報を提供しないことすべての結果について責任を有する旨も記載するものとする。

### 第 22 条 品種の技術説明に係る条件

品種の技術説明を提出する際は、次のものを含める。

1. 品種の名称
2. 植物分類の明細(ラテン語及び現地名の双方を示す。)
3. 品種の起源及び育成の方法の完全な開示、またそれが遺伝子工学によるものであるか否か
4. 当該品種を育成するのに用いられた選択及び増殖過程の連続段階についての詳細な説明
5. 品種の特性における変異の度合いを示す品種の均一性の証拠
6. 品種の安定性についての陳述であって、その過程で識別性を有する特徴の何れも変化しなかった増殖の周期の数、及び増殖過程及びその反復の間に認められた変化、更に認められ又は予測された混同の反復を示すもの
7. 当該品種が識別性を有する旨の陳述であって、当該品種が同じ種を起源とする他の品種と如何に識別されるかを明瞭に示すもの。当該品種と他の品種との間に類似性がある場合は、出願人は、品種間の相違を詳細に説明することによりこれらの品種を特定しなければならない。そうすることが当該品種の識別性を非常に明瞭に示すことになる場合は、当該品種の増殖材料の標本若しくは他の植物標本又は写真を提出する。
8. 当該品種を識別するのに当該品種の図面が必要な場合は、当該品種の図面、及び(有する場合)その簡潔な説明
9. 当該植物又はその主要な部分の画像。特に観賞用植物又は広く知られていない植物の場合

### 第 23 条 出願のその他の添付書類

出願人は、同じ植物品種に関連する他の庁による審査及び調査報告の写し、並びに要求があったときは、先に行った出願又は他の庁から付与された植物特許(育成者権)の写しを局に提出しなければならない。

## 第 24 条

局は、法の適用の第 1 年に 15 種類の属を保護するものとする。局は、それらの一覧を発行し、一覧には、必要と能力に応じて、毎年追加の属を載せる。

## 第 4 章 工業意匠証明書出願に係る条件及び規定

### 第 25 条 出願に係る条件

(1) 証明書出願には、複数の工業意匠を含めることができる。ただし、そのすべてが国際工業意匠分類(ロカルノ分類)に基づく同じクラス又は同じグループ若しくは同じ構成のものであることを条件とする。出願人は、各工業意匠について所定の手数料を納付しなければならない。

(2) 出願には、様式 401「工業意匠証明書出願」、様式 401-A「工業意匠のデータ」及び他の関連するすべての添付書類、並びに保護を求めている工業意匠の図(画像及び図面)を含める。出願に含まれる工業意匠の数を明記する。各工業意匠について様式 401-A に記入する。

(3) 各紙面の片側のみを使用する。

(4) 提出する書類は、原本又は権限ある当局により認証されたものでなければならない。

(5) 各出願についての手数料納付(様式 401-A)は、出願時に行う。

(6) 出願人は、出願に関する局の要件をすべて満たさなければならない。

### 第 26 条 様式 401「工業意匠証明書出願」記入に係る条件

様式 401「工業意匠証明書出願」は、次のとおり明瞭に記入するものとする。

#### 1. 出願人の名称

個人の場合は、名称は、次の順で確認書類中の名称と同一でなければならない。名、父の名称、祖父の名称及び姓。法人の場合は、名称は、公式名称と同一でなければならない。出願人が複数の場合は、この部分には最初の出願人のデータを記載し、残りの出願人に関するデータは、その目的で設けられた付属書類(様式 401-B)に記載する。局と複数出願人との間の通信は、代理人がない場合は、最初の出願人を通じて行う。

#### 2. 代理人の名称

代理人の名称を記載するものとし、かつ、代理人は、出願人が王国に所在する場合は、公証人が発行した委任状により授権されなければならない。出願人が王国外に所在する場合は、委任状が権限ある当局により承認され、かつ、国外の王国公館により認証されなければならない。代理人は、王国において当該職業を営むための免許を受けている証拠を添付するものとする。

#### 3. 宣言

出願人又は代理人の名称及び署名をこの部分に示す。(有する場合)授権された代理人の印を付加する。出願人又は代理人は、正確な情報を提供しないことの結果について責任を有する旨を記載する。

### 第 27 条 様式 401-A「工業意匠のデータ」記入に係る条件

工業意匠の番号を、様式 401 に定める番号に従って、連続的に(1, 2, 3, 4---)に明記する。様式 401-A は、次のとおり記入する。

### 1. 工業意匠創作者の名称

工業意匠創作者の名称は、次の順で確認書類中の名称と同一でなければならない。名、父の名、祖父の名及び姓。工業意匠創作者が複数の場合は、この部分には最初の工業意匠創作者のデータを記載し、残りの工業意匠創作者に関するデータは、その目的で設けられた付属書類(様式 401-C)に記載する。

### 2. 技術情報

#### 工業意匠の説明

工業意匠は、書面により、同封の各図(画像又は図面)を説明することにより又はできる限り簡潔な全体的記述をすることによって説明する。指定されたスペースが十分でない場合は、追加の紙面を添付することができる。

#### 製品の種類

国際工業意匠分類(ロカルノ分類)を用いて、工業意匠が使用されている製品の種類を簡潔かつ具体的に示す。

#### 分類

工業意匠の分類を国際工業意匠分類(ロカルノ分類)に従って記載する。

### 3. 優先権及び開示情報

工業意匠が公式博覧会に展示されたことがあり、又は他の方法で以前公衆に開示されていた場合は、展示又は開示の日を示すために必要な書類を同封する。出願人がパリ同盟国の 1 の国民又は居住者であって以前同盟国の 1 において提出された出願の優先権を主張することを希望する場合は、優先出願に関するデータ(国、出願番号及び出願日)、並びに(有する場合)証明書の番号及び日付並びに(有する場合)分類を記載する。先の出願の承認された写し及びその翻訳文を 3 月以内に提出する。如何なる場合も、王国が締約国である他の国際条約が適用される。

先の複数の出願に関するデータ(国名、出願番号、出願日)並びに可能な場合は、証明書番号及び日付も提出する。

### 4. 添付書類

様式への添付書類(図及びその他の添付書類)を列挙し、それらの頁番号は、数字及び文字で記載する。優先権主張の場合は、関連する添付書類に言及する。

## 第 28 条 図(画像又は図面)に係る条件

出願時に同封された図に基づいて保護の範囲が決定されることを考慮に入れて、出願には、工業意匠のすべての部分を示す図面又は写真を含める。従って、次のことを遵守しなければならない。

1. 工業意匠の中の一定の色彩の保護を希望する場合は、図は色彩を用いて示す。
2. 工業意匠に保護を求めている図又は部分がある場合は、これを破線で示す。
3. 1 の出願様式 401-A においてある工業意匠について複数の図が示されているときは、これらの図の共通の要素を保護の範囲とする。
4. 図は、A4 判の紙面を用い、その寸法は、最小 40mm×40mm、最大 252mm×165mm とする。1 頁に複数の図を含めることができる。
5. 図は、同封されたものが公開されるため、明瞭であって、かつ、保護を求めている工業意匠を識別できる特徴を示すものでなければならない。

6. 図には，説明その他の目的で語を含めてはならない。
7. 各工業意匠の図には，例えば 1-1，1-2，1-3，--- (工業意匠番号 - 図番号)のように，連続番号を付する。これは，図の下に示す。
8. 図の頁には，例えば 1/4，2/4，3/4，4/4 --- (頁番号／頁総数)のように，各工業意匠(様式 401-A)について頁の総数を記した上で連続番号を付する。これは，上方余白の下の頁の中央に示す。
9. 図は，原本 1 及び直接複製することが可能な真正な写し 2 により提出する。電子形態の写しも同封するものとする。

### 第3部 優先権及び開示の規定

#### 第29条

- (1) パリ同盟又は王国が締約国である国際条約の加盟国の国又は地域の庁における先の出願は、優先権を生じさせるものとして認められる。
- (2) 優先権の期間は、最初の出願の日から開始する。出願日は、期間に含めない。
- (3) 優先期間の最終日が公休日又は庁が出願受領のために開かれない日に当たる場合は、期間は、その後の最初の就業日まで延長される。
- (4) 優先権を主張する出願人は、先の出願の番号及び特許出願又は工業意匠証明書出願の分類コードの局への提出を、出願日から3月を超えない猶予期間に遅らせることができる。
- (5) 優先権を主張する出願人が所定の猶予期間内に先の出願の認証謄本及びその翻訳文を提出しない場合は、その優先権は失効し、かつ、その旨が局の登録簿に記載される。

#### 第30条

- (1) 次の場合は、発明及び工業意匠の開示は、先行技術の一部とみなされない。
  - (a) 出願人又はその前権利者に対する濫用行為のために、出願日又は優先権主張の日に先立つ6月の間に開示が生じた場合
  - (b) 特許出願に先立つ1年の間又は工業意匠証明書出願の日に先立つ6月の間に、パリ同盟国の1における公認の国際博覧会での展示の結果として開示が生じた場合
- (2) 出願人が公式の博覧会で展示することを意図する製品に係る発明又は工業意匠についての仮保護を希望する場合は、出願人は、当該発明又は工業意匠を説明する簡潔な陳述、図面及び関係する製品についての陳述を同封した上で、展示する意図を表明して局に申請するものとする。局は、必要と考えるその他のデータを提出するよう出願人に要求することができる。王国外で展示された製品に関しては、展示された製品、そのデータ及び展示日を明記した、当局により認証された証明書を提出する。
- (3) 前記1項にいう期間は、法第10条に規定する優先権の期間の延長を伴わない。

#### 第31条

他の国における植物特許出願、又は当該国で取引が認められる品種の目録への登録出願は、出願の対象である品種を出願日から周知の事項にするとみなされる。ただし、当該出願が植物特許の付与又は目録への登録に至ることを条件とする。当該品種はまた、現に利用されており、公認の専門団体により維持される品種登録簿に登録されており、又は参考所蔵物に含まれている場合は、周知の事項とみなされる。

## 第4部 保護出願の補正及び取下の規定

### 第32条

- (1) 出願人が自己の裁量で又は局の要請により行う保護出願への補正又は追加は、出願時に出願において開示されたものを超えてはならず、かつ、所定の手数料が納付されることを条件とする。
- (2) 工業意匠証明書出願に含めた図への補正の場合は、補正の日が出願日とみなされる。
- (3) 特許出願人は、クレームを取り消し又は追加することができる。ただし、これが発明の単一性に変化をもたらさないことを条件とする。
- (4) 保護を求める出願人は、出願における記載又は計算の誤りを無料で訂正することができ、かつ、出願において示したデータの変更を請求することができる。
- (5) 保護を求める出願人は、出願について最終的な決定が下されていない限り、出願を取り下げることができる。取下の請求は、最終的かつ無条件のものでなければならない。保護出願が数人の者により提出された場合は、取下の請求は、これらの者すべてにより署名されない限り、受理されない。

### 第33条

特許出願人は、出願が複数の発明を含んでいる旨を示す実体審査の結果として、自己の裁量で又は局の要請に応じて、その出願をいくつかの分割出願に分割する場合は、原出願に含まれる発明を特定しなければならない。出願人は、分離された他の発明を新しい出願についての規定が適用される独立出願としても提出することができる。これらの出願は、原出願の出願日を維持し、かつ、(有する場合)優先権を享受するものとする。

## 第5部 方式審査及び実体審査の規定

### 第34条

登録された出願は、各保護対象について法第8条及び本規則第2部の各条に規定する方式条件を満たすことを確認するために審査される。方式審査により所定の条件の一部が満たされていないことが判明した場合は、出願人は、その旨の通知の日から90日以内に、これらを満たすよう求められる。出願人が求められたことを当該期間内に実行しない場合は、その出願は、無効とみなされる。

### 第35条

(1) 特許出願又は植物特許出願の方式審査により、出願が方式要件を満たすことが判明した場合は、局は、3月の猶予期間内に所定の公告手数料を納付するよう出願人に通知する。所定の期間内に申請人が納付しなかった場合は、出願は拒絶されるものとし、このことが登録簿に記載され、かつ、公報に公告される。

(2) 局は、特許出願又は植物特許出願の実体審査に必要な経費を査定する。査定額は、審査の実費に則するものとし、出願人は、それについての通知の日から3月以内にこの額を納付しなければならない。納付しなかった場合は、出願は失効し、このことが登録簿に記載され、かつ、公報に公告される。

(3) 上記の査定費用が納付されたときは、局は、出願の実体を審査する。

### 第36条

局は、出願が法第4条、第43条、第44条、第45条及び第46条に規定する条件並びに本規則に定める規定を満たすことを確認するために、特許出願の実体を審査する。局は、この目的で、次のことを行うことができる。

(a) 発明の本質的な構成要素を定めるために、クレーム、説明及び図面を検討すること

(b) 国際特許分類に従って出願を分類すること

(c) データベースの調査又は他の手段により発明に関係する文献を定めること

(d) 当該発明に最も近い文献を、発明との比較を通じて特定すること

(e) 当該発明と最も近い文献との比較を通じて、新規性を評価すること

(f) 関係文献に由来する技術における平均的な者の知識の利用を通じて、進歩性を評価すること

(g) 当該発明の産業上の利用性を評価すること

局は、出願が規定された条件並びに要求された説明及び補正を満たすか否かについての局の意見を含む実体審査の報告を作成する。

### 第37条

局は、植物特許出願が法第4条、第54条及び第55条に規定する条件並びに本規則に定める規定を満たすことを確認するために、当該出願の実体を審査する。局は、この目的で、次のことを行うことができる。

(a) 当該品種が特定された植物の分類群に属することを確認すること。属していない場合は、出願人は通知を受け、かつ、補正のために30日の猶予期間を与えられる。補正をしないと

きは、出願は拒絶される。

(b) 当該品種が新規であることを確認すること

(c) 当該品種が識別性、均一性及び安定性を有していることを確認するために、次に従って当該品種の技術テストを行うこと

1. 以前王国外でなされたことのない出願は、「識別性、均一性及び安定性についてのテストを行うための植物新品種保護国際同盟ガイドライン」に従って、局又は局により指定された王国の又は外国の機関によりテストされる。一覧に載っていない品種については、利用可能な資料に基づいてテストする。

2. 以前王国外でなされ、かつ、王国外でテストされたか又はテストされることになっている出願については、そのテストが王国の環境条件に見合う環境条件において行われた場合は、局は、そのテストの結果を利用し、かつ、採用することができる。

局は、出願が規定された条件並びに要求された説明及び補正を満たすか否かについての局の意見を含む実体審査の報告を作成する。

### 第 38 条

(1) 植物品種の技術テストは、直近の発芽に適した時期に行う。

(2) 出願人は、発芽日に十分先立って、情報及びテスト材料を局又は局が指定する機関に提供しなければならない。局は、各植物品種に関する指示に従ってテストを行う目的で標本の仕様を定める。

(3) テストの目的で出願人が提供した材料は、局が特に要求した場合を除いては、特別に処理されていない。

(4) 法第 58 条(d)の規定の適用上、局は、国内市場から当該植物品種の標本を取得することができる。

### 第 39 条 品種の名称の規定

(1) 植物特許出願に記載された名称は、それが所定の条件を満たす場合は、公告される。利害関係人は、公告の日から 3 月以内に、当該名称に異論を唱えることができる。

(2) 名称が規定された条件を満たさない場合は、出願人はそのことについて通知され、かつ、代わりの名称を提示するために 3 月を与えられる。出願人がそうしなかった場合又は代わりの名称が所定の条件に従っていなかった場合は、出願は拒絶される。受理された場合は、名称は登録され、先の名称は取り消され、このことが公告される。

(3) 出願人は、提示した名称が商標その他を侵害することが証明される場合は、3 月以内に当該名称を変更しなければならない。

(4) 王国又はその他の国において品種の名称が使用され、提案され又は登録された場合は、当該名称が拒絶されない限り、局のすべての手続において当該名称を使用しなければならない。

(5) 保護品種の増殖材料を、販売申出し、販売し又はその他の方法で市場に出す者は、当該品種の名称を使用しなければならない。この義務は、植物特許の権利が失われても残る。保護品種を市場に出し又は展示する場合において、容易に識別可能であるときは、商標、商号又は類似のデータを保護品種の登録名称と結び付けることができる。

## 第 40 条 名称の拒絶及び取消

(1) 植物品種の名称は、次の場合登録が拒絶される。

1. 第 21 条 1 の規定に従っていない場合
2. 特に識別性の欠如により品種を識別するのに適当でない場合、又は言語上適当でない場合
3. シャリーア(イスラム法)と合致しない場合
4. 種、質、量、用途、評価、地理的原産地又は生産期間を判断するために品種及び種子の分野において用いられることがある標章及びデータのみから構成される場合
5. 当該品種の特性、評価若しくは地理的原産地について又は当該品種と個人(特に植物育成者若しくは出願人)との間の関係について誤解又は混同を生じさせる場合
6. 同じ種又はそれと強い関係がある種に属する以前の品種について、混同を生じさせる態様で、王国又は他の国において提案された名称と同一であり又は類似する場合。ただし、以前の品種の利用が終止している場合はこの限りでない。

(2) 名称は、法又は本規則の何れかの規定に違反するときは、取り消される。局は、出願人又は植物特許の所有者に取消の決定を通知し、出願人又は植物特許の所有者は、新しい名称を提案しなければならない。第 39 条に規定する手続が適用される。

## 第 41 条

(1) 局は、なされた出願の実体審査をする過程において、他の特許庁が発行した調査報告、実体審査報告及び保護書類を利用することができる。

(2) 委員会は、保護の内容が侵害されているか又は保護の内容の侵害が急迫している旨の出願人の請求に基づき、保護書類出願の審査を迅速に行うよう局に要求することができる。出願人は、審査を迅速に行うことを求める請求を裏付ける資料及び出願人の主張が真正であることを証明するために委員会が出願人に要求する資料をすべて、委員会に提供しなければならない。

## 第 42 条

(1) 局は、最初の実体審査の報告を含め、実体審査の結果を出願人に通知する。出願人は、報告に沿った出願の補正を局に提出する。出願人は、報告中の何れかの事項に同意しない場合は、その根拠を提示するものとする。

(2) 局は、出願人が提示した補正又は根拠に納得した場合は、付与手続を完了に向けて取り進める。局が逆の判断をした場合は、第 2 の実体審査の報告を出願人に通知し、出願人は、この報告に沿った出願の補正を局に提出しなければならない。出願人は、この報告に記載される何れかの事項に同意しない場合は、その根拠を提示するものとする。

(3) 局は、出願人が提示した補正又は根拠に納得した場合は、付与手続を完了に向けて取り進めるが、逆の判断をした場合は、出願を拒絶する決定を発出する。

(4) 出願人は、局から送付された通知にその日付から 3 月以内に応答しなければならない。この期間は、必要なときは、満了に先立って理由を付した申請を提出することにより、1 月間延長することができる。所定の期間内に応答がない場合は、出願は拒絶される。

#### **第 43 条**

局は、出願人が提示した情報に基づいて、工業意匠が新規であり、かつ、法第 4 条の規定に違反していないこと、工業意匠が他人に属する商標、旗又は記章を含んでいないことを確認することができる。

## 第6部 付与、拒絶及び無効の規則

### 第44条

(1) 局は、保護出願が所定の条件を満たしていることを確認したときは、そのことを出願人に通知し、かつ、3月以内に付与及び公告手数料を納付するよう出願人に求める。納付が行われたときは、局は、保護書類を発行し、これを公報に公告する。出願人が所定の期間内に納付を行わなかった場合は、出願は拒絶される。

(2) 局は、保護書類出願が所定の条件を満たしていないと考える場合は、出願を拒絶する理由を付した決定を発出して、これを出願人に通知し、かつ、公報に公告する。

### 第45条

(a) 特許書類の第1頁には、少なくとも次の情報を記載する。

- (1) 発明者の名称
- (2) 特許の所有者
- (3) 特許の所有者の宛先
- (4) 代理人の名称
- (5) 出願番号
- (6) 出願日
- (7) 特許番号
- (8) 付与日
- (9) 優先権情報(出願番号 - 優先日 - 優先国)
- (10) 公告番号及び日
- (11) 国際特許分類
- (12) 参考資料
- (13) 発明の名称
- (14) 要約
- (15) 審査官の名称

(b) 配置設計証明書の第1頁には、少なくとも次の情報を記載する。

- (1) 設計考案者の名称
- (2) 証明書の所有者の名称
- (3) 証明書の所有者の宛先
- (4) 代理人の名称
- (5) 出願番号
- (6) 出願日
- (7) 証明書番号
- (8) 付与日
- (9) 最初の商業利用の日付及び場所
- (10) 設計の名称
- (11) 簡潔な説明
- (12) 設計の図面

(c) 植物特許書類の第1頁には、少なくとも次の情報を記載する。

- (1) 植物育成者の名称
  - (2) 植物特許の所有者の名称
  - (3) 植物特許の所有者の宛先
  - (4) 代理人の名称
  - (5) 出願番号
  - (6) 出願日
  - (7) 植物特許番号
  - (8) 付与日
  - (9) 優先権情報(出願番号 - 優先日 - 優先国)
  - (10) 属名及び種
  - (11) 通称又は商業上の名称
  - (12) 要約
- (d) 工業意匠証明書の第 1 頁には、少なくとも次の情報を記載する。
- (1) 意匠創作者の名称
  - (2) 証明書の所有者の名称
  - (3) 証明書の所有者の宛先
  - (4) 代理人の名称
  - (5) 出願番号
  - (6) 出願日
  - (7) 証明書番号
  - (8) 付与日
  - (9) 優先権情報(出願番号 - 優先日 - 優先国)
  - (10) 意匠の数
  - (11) 技術情報

#### **第 46 条**

保護書類を全面的に又は部分的に無効にする根拠は次のとおりである。

1. 特許の場合、法第 4 条、第 43 条、第 44 条及び第 45 条の規定の違反
2. 配置設計証明書の場合、法第 2 条、第 4 条、第 49 条及び第 50 条の規定の違反
3. 植物特許の場合、法第 4 条、第 54 条及び第 55 条の違反
4. 工業意匠の場合、法第 2 条、第 4 条及び第 59 条並びに本規則第 43 条の違反

保護書類の無効に関する最終決定はすべて発出後直ちに局に通知されるものとし、局は、これを登録し、かつ、公告する。

## 第7部 侵害及び政府による利用の規定

### 第47条

次の行為は、特許の侵害とはみなされない。

1. パリ同盟の他の国の船舶が一時的に又は偶然に王国の領海に入った場合の当該船舶(船体であるか、船舶の機械若しくは装置であるか又は船舶の何らかの付属品であるかを問わない。)における特許の対象である手段の使用。ただし、これら手段の使用がすべて当該船舶に必要であることを条件とする。
2. パリ同盟の他の国に属する航空機又は車両が一時的若しくは偶然に王国に入った場合の当該航空機又は車両の構造又は操作における、又はその付属品における特許の対象である装置の使用

### 第48条

発明を利用するために政府機関により行われる強制ライセンスの申請には、これを必要とする公益の考慮についての陳述を含めるものとする。当該考慮は、ライセンスを認める決定において規定される。

## 第 8 部 国の安全に関する出願

### 第 49 条

国の安全に関する出願に係る手続は、次のとおりである。

1. 自己の任務の範囲内で国の安全に関する保護の内容を完成したすべての政府職員(軍人であるか非軍人であるかを問わない。)は、自己の保護の内容及びそれから生じるすべての利益を政府内の権限ある当局にその承認を受けて譲渡することを約束する。
2. また、前記以外で国の安全に関する保護の内容を完成した何人も、自己の保護の内容及びそれから生じるすべての利益を政府内の権限ある当局にその承認を受けて譲渡することを約束する。この当局は、当該人に公正な報酬を支払うものとする。
3. 前 2 項に従って政府内の権限ある当局に自己の保護の内容を譲渡したすべての者及び当該譲渡を認識している他のすべての者は、当該保護の内容及び譲渡を秘密にしておくことを約束するとともに、許可を受けた者以外にこれを開示してはならない。
4. 政府内の権限ある当局は、必要な譲渡を受けた後、都市の長官に対し、保護書類を求める出願をすると共に、出願を秘密にしておくことを求める請求書を出願に同封することができる。都市は、出願に関連するすべての通常の手続を踏むものとし、かつ、出願についての情報を公表しないことを約束する。
5. 出願、明細書、図面、補正、保護書類及びこれらの写しは、封印し、捺印したファイルに保管するものとし、かつ、保護の全期間を通じて、政府内の権限ある当局が自由に使えるものとする。これは、権限ある当局又はその命令によってのみ開けることができる。
6. 封印したファイルの内容は、如何なる事情であっても、公表され又は他の者による閲覧に供されてはならない。
7. 封印し、捺印したファイルは、保護期間中のいつでも、政府内の権限ある当局が送付先として要求した者に送付するものとし、返却され次第直ちに再び封印し、捺印するものとする。
8. 発明の保護期間満了後、封印し、捺印したファイルを権限ある政府当局に送付する。
9. 本条に従って保護書類を付与する決定の取消を求める申請は、権限ある政府当局の承認がある場合を除いては、受理してはならない。
10. これらの保護書類に関連する侵害訴訟の提起は認められない。
11. 国の安全に関する保護内容に係る権限ある政府当局との通信であって、当該内容の審査及び検討を目的とするもの、並びに審査及び検討の目的で権限ある当局が取る行動は、開示又は使用とはみなされない。当該行動は、保護書類を受ける権利に影響を与えとはみなされない。
12. 都市の長官は、出願が国の安全に関係しており、かつ、権限ある当局に譲渡されていないと判断する場合は、当該出願が権限ある政府当局にライセンスされたものとして扱われるよう命じることができる。

## 第9部 委員会に関する規定

### 第50条

委員会との通信は、委員長が定める宛先で委員長に宛てるものとする。

### 第51条

訴訟は、原本 1 及び関係訴訟当事者の数と同数の写しによる請願書を通じて委員会に提起するものとし、かつ、請願書は、次のデータを記載していることを前提として、委員会の事務局に送付する。

1. 原告の完全名称、職業又は地位、居所、確認書類の番号、郵便私書箱・電話及びファクス番号を含む宛先、商号並びに当人と連絡を取ることのできるその他の手段、更に(有する場合)代表者についての同様のデータ
2. 被告の完全名称、職業又は地位、居所、郵便私書箱・電話及びファクス番号を含む宛先、商号並びに当人と連絡を取ることのできるその他の手段
3. 訴訟の内容の陳述
4. データ及び裏付証拠の陳述

### 第52条

通知は、原告の請願書に記載された被告の宛先に送付する。通知は、2 の同一の書面(原本 1 及び写し 1)により行う。被告が数人いる場合は、写しの数は被告と同数とする。通知には、次を記載する。

1. 通知の内容及び日付
2. 原告の完全名称、職業又は地位、居所、並びに原告の代表者の完全名称、職業又は地位及び居所
3. 通知の名宛人の完全名称、職業又は地位及び居所

### 第53条

訴訟当事者は、次のとおり、委員会に提起された訴訟について通知される。

1. 通知の写しが、通知の名宛人に対し居所又は(有する場合)就業場所に送付される。そうでないときは、当該人と居所を共有する者に送付される。何れもない場合又はいた者が送付を受けることを拒絶した場合は、当該地区の Umdah 又は場合に応じて警察署に届ける。
2. 政府当局の場合は、当該当局の長又は副長に送付する。
3. 商業会社及び民間事業所の場合は、通知は、共同パートナーの 1、取締役会の議長若しくは代表、又は民間事業所の所有者若しくはその代表に送付される。
4. 王国に支店又は代理店を置く外国の会社の場合は、通知は、支店又は代理店の管理者に送付される。
5. 王国外に居住する者の場合は、外務省を通じて通知される。この場合、通知の送付を証明する応答を受領すれば足りる。
6. 軍人及び軍当局の職員の場合は、通知は、その権限ある責任者を通じて送付される。
7. 囚人の場合は、通知は、刑務所長に送付される。

通知は、居所又は就業場所以外であっても、通知が名宛人に届けられた場合は、法的に有効

である。通知は、すべての場合に、書留郵便で送付することができ、このような通知は、法的に有効である。

#### **第 54 条**

委員会は、保護書類に係る訴訟に関して発出したすべての裁定及び決定を局に通知する。

#### **第 55 条**

委員会は、請願書が提示されたときは、直ちに、被告に対して予防的かつ暫定的な処置を取ることを命じることができる。ただし、敗訴のときに被告の権利を守るために委員会が決定する担保を、原告が供託することを条件とする。

#### **第 56 条**

委員会が専門機関の助力を求めることを決定した場合は、責任を有すると委員会が考える訴訟当事者に対し、一定の期間内に、当該専門能力の推定経費に等しい金額を、王国において公認された銀行により証明された小切手により預託するよう命じることができる。当該人が当該金額を委員会が定める期間内に預託しない場合は、他方訴訟当事者は、事件が自己に有利に決定された場合の反対当事者に対する償還請求権を害することなく、この金額を預託することができる。

## 第10部 最終規定

### 第57条

都市の長官は、本規則に必要な修正を公布するものとする。

## 第5条にいう手数料表

番号	手数料	特許		工業意匠		集積回路設計		植物新品種	
		個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人
1	登録出願	400	800	150	300	500	1000	500	1000
2	所有権の変更又は移転	200	400	75	150	500	1000	500	1000
3	出願への補正又は追加	100	200	50	100	250	500	100	200
4	出願又は証明書の写しの取得	50	100	50	100	50	100	50	100
5	ライセンス契約の登録	400	800	150	300	500	1000	500	1000
6	強制ライセンスの付与	4000	8000	1500	3000	2500	5000	2500	5000
7	付与及び公告	500	1000	175	350	500	1000	500	1000
8	年金								
8/1	1年目	250	500	150	300	500	1000	500	1000
8/2	2年目	500	1000	150	300	750	1500	500	1000
8/3	3年目	750	1500	300	600	1000	2000	750	1500
8/4	4年目	1000	2000	300	600	1250	2500	750	1500
8/5	5年目	1250	2500	450	900	1500	3000	1000	2000
8/6	6年目	1500	3000	450	900	1750	3500	1000	2000
8/7	7年目	1750	3500	600	1200	2000	4000	1250	2500
8/8	8年目	2000	4000	600	1200	2250	4500	1250	2500
8/9	9年目	2250	4500	750	1500	2500	5000	1500	3000
8/10	10年目	2500	5000	750	1500	2750	5500	1500	3000
8/11	11年目	2750	5500					1750	3500
8/12	12年目	3000	6000					1750	3500
8/13	13年目	3250	6500					2000	4000
8/14	14年目	3500	7000					2000	4000
8/15	15年目	3750	7500					2250	4500
8/16	16年目	4000	8000					2250	4500
8/17	17年目	4250	8500					2500	5000
8/18	18年目	4500	9000					2500	5000
8/19	19年目	4750	9500					2750	5500
8/20	20年目	5000	10000					2750	5500
8/21	樹木及び蔓植物の保護について21年目から25年目まで							3500	7000